

長 第 03150006 号
平成 31 年 3 月 15 日

各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者
各和歌山県所管指定短期入所生活介護事業所管理者
各和歌山県所管指定通所介護事業所管理者
各和歌山県所管指定通所リハビリテーション事業所管理者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

介護保険施設等における非常災害対策計画等の策定等について (依頼)

日頃より高齢者施設等における災害時の被害状況の報告や対策につきまして、適切に対応いただきありがとうございます。

さて、介護保険施設等における非常災害に関する具体的な計画 (以下、「非常災害対策計画」という。) の策定状況及び避難訓練の実施状況については、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検について (依頼)」(平成 29 年 2 月 6 日付け長第 02060001 号長寿社会課長通知) により、点検して頂き、報告して頂いたところです。

このたび、厚生労働省が、各都道府県の報告をとりまとめたところ、非常災害対策計画を策定していない又は避難訓練が実施されていない施設等が散見され、非常災害対策計画を策定していない要因として、非常災害対策計画の策定方法が分からない又は難しいことが挙げられています。

当県では、従来から各介護保険施設等に対して、集団指導、実地指導等により、適切な非常災害対策計画の策定をお願いしているところですが、下記のとおり、非常災害対策計画等の策定等に関しての留意点をお知らせしますので、各介護保険施設等におかれましては、次の (1) 及び (2) についても併せて、自主点検をして頂き、必要に応じ策定又は見直し等を行って頂くようお願いいたします。

(1) 介護保険法又は老人福祉法の基準省令、和歌山県有料老人ホーム設置運営指導指針及び和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針により作成することとなっている非常災害対策計画

(2) 水防法等により社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設 (以下、「要配慮者利用施設 (津波避難促進施設)」という。) が、作成しなければならない避難確保計画 (※対象となる介護保険施設等のみ。)

なお、今後、平成 31 年 3 月 31 日時点の非常災害対策計画の策定状況について、厚生労働省より調査依頼がある予定ですので、当該調査にご協力よろしく申し上げます。

記

(1-1) 非常災害対策計画の作成等について

介護保険施設等は、非常災害対策計画を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

また、非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも入所者（利用者）の安全が確保できる実効性があるものとするのが重要であることから、計画の策定又は見直しの際は、地域の関係者と連携及び協力をし、介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とする。

なお、策定又は見直しの過程において、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設・事業所内で共有されていない場合には、速やかに共有すること。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられます。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制等

参考として、以下の資料をきのくに介護 de ネットに掲載しておりますので、ご活用下さい。

『きのくに介護 de ネット』：<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

- ①＜山口県健康福祉部作成＞福祉・医療施設防災マニュアル作成指針
- ②＜愛媛県保健福祉部作成＞社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン
- ③＜長崎県福祉保健部作成＞社会福祉施設におけるモデル避難計画【自然災害対策編】

(1-2) 非常災害対策計画の内容の共有、検証、見直しについて

策定又は見直しを行った非常災害対策計画の内容については、職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

(2) 要配慮者利用施設（避難促進施設）の避難確保計画の作成等について

要配慮者利用施設（避難促進施設）は、それぞれの災害ごとに避難確保計画の作成や避難訓練の実施が法令により義務付けられています。下記の表を確認の上、対象となる介護保険施設等は、避難確保計画の作成等についてよろしくお願いします。

	根拠法令	災害	対象となる施設・事業所等	法令で義務付けられている内容
①	水防法	洪水浸水	洪水浸水想定区域内かつ市町村地域防災計画に定められたもの（要配慮者利用施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成及び市町村への計画の報告 ・避難訓練の実施 ・（努力義務）自衛水防組織の設置 →（設置時の義務）市町村への設置報告
②	土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	土砂災害	土砂災害警戒区域内かつ市町村地域防災計画に定められたもの（要配慮者利用施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成及び市町村への計画の報告 ・避難訓練の実施
③	津波防災地域づくりに関する法律	津波災害	津波災害警戒区域内かつ市町村地域防災計画に定められたもの（避難促進施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成及び市町村への計画の報告 ・避難確保計画の公表 ・避難訓練の実施及び市町村への避難訓練結果の報告

貴施設・事業所が各対象区域に入っているかどうかについては、下記ページから確認できます。

①洪水浸水想定区域

和歌山県河川課ホームページ「洪水浸水想定区域図」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html>

②土砂災害警戒区域

わかやま土砂災害マップ

[http://sabomap.pref.wakayama.jp/\(S\(nsjrviwmj2si5kn1xpejhbb1\)\)/Top.aspx](http://sabomap.pref.wakayama.jp/(S(nsjrviwmj2si5kn1xpejhbb1))/Top.aspx)

③津波災害警戒区域

和歌山県港湾漁港整備課ホームページ「津波災害警戒区域の指定について」

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082500/tsunami_keikai.html

貴施設・事業所が市町村地域防災計画に定められているかどうかや計画策定にあたって不明な点については、貴施設・事業所が所在する市町村の防災担当課までお問い合わせ下さい。

避難確保計画の策定にあたっては、下記ホームページに掲載されている手引き等をご活用下さい。

- ①水防法に基づき作成する避難確保計画及び③津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する避難確保計画

<国土交通省ホームページ>

避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮）及び避難確保計画作成の手引き（津波）

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- ②土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき作成する避難確保計画

<国土交通省ホームページ>

避難確保計画作成の手引き・点検マニュアル

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

※きのくに介護 de ネットに掲載

<一般財団法人鳥野財団 代表理事 びわこ学院大学 教授 鳥野猛氏作成>

資料：「大規模災害時における高齢者自施設のリスクマネジメント」のうち P25～

土砂災害防止法で義務づけられた「避難確保計画」、「避難訓練」等水害を想定した自然災害対応マニュアル(計画)例

介護サービス指導室

TEL：073-441-2527（直通）

FAX：073-441-2523